

生かそう憲法
くらしと政治に

あおぞら

2013年 12月25日 Vol.45

発行
あおぞら法律事務所
〒810-0041 福岡市中央区大名2丁目7番11号
TEL 092-721-1425 FAX 092-721-1498



「綾なす南京ハゼ」 photo 前田 豊

福岡市南区長丘二丁目の公園に、約10本の大きな南京ハゼがあります。毎年11月になると紅葉が進みます。いっせいに紅葉するのではなく、緑の葉を残したまま黄になり赤になり銀色に輝いたりします。その様が美しく、たおやかで、私は「綾なす南京ハゼ」とよんでいます。

被写体にするようになって5年。カメラは「シグマ」の一眼レフがよく、彩りも鮮やかに写ってくれます。「色が暴れる」とでもいいでしょうか、思いもかけない色に描写されるのです。

でもこの南京ハゼ、気候によって、年によって、出来のよい年と悪い年があります。今年はよく実がなりましたが、葉の繁りぐあいは今ひとつでした。

この写真は2010年の南京ハゼです。

同じ時に撮った写真を福岡県弁護士会の月報に提供しましたが、この写真とはまた色合いが違うのです。そこがおもしろいところです。

あおぞら法律事務所

弁護士 前田 豊
 弁護士 小宮 和彦
 弁護士 中村 伸子
 弁護士 井上 敦史

私のひそかな楽しみ



観葉植物
事務所には観葉植物があります。観音竹、棕櫚竹、ホンコン、アサヒコムなどです。水をやり、葉水をかけ、丹精込めて育ててやると、つややかな深い緑の葉で私たちを迎えてくれます。
観葉植物も生き物なのでですね。

弁護士 前田 豊



YouTubeでのネットサーフィン。昔聞いただけだった外国のロックグループのステージがただで見れる。コロケのモノマネ特集も楽しい。時間を忘れてしまいます。

弁護士 小宮 和彦



ミュージカル
ミュージカルやライブに行くことが好きです。ひそかに一人で行っても、その会場で会えたファン同士でミュージカル・音楽談義をするのが楽しみです。写真は今夏の博多座レミゼラブルの際に。

弁護士 中村 伸子



ビールを瓶で飲むことですかねえ（ZIMAを飲む感じ）。旅行先で地ビールがよく小瓶で売られているので、そのときは地ビールの味を楽しめるので、瓶のままビールを飲めるということに二倍楽しめます（笑）

弁護士 井上 敦史

橋本 絵美

家族の留守中に、録画してたまったTV番組を観ることです。いつもわいわいがやがやしてうるさいので、特にドラマなどは一人の時間に観るに限ります（笑）

森 礼子

人間観察です。最近、帰りの電車の中で出会う女の子（20代?）が突然、自分の鼻の穴に指を何度も突っ込む行動が衝撃的で!! 今は、いかにその子と目が合わないように観察できるか挑戦中です。

佐藤 亨恵

引越し当時はベビーカーでフニャッと笑うだけだったお隣の子が、今では駆け回り、大声で何かを主張する程になりました。なかなか会わないので、声だけで「大きくなったなあ〜」と、その子の成長を楽しみにしています。



『政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。』（憲法前文より）

弁護士 前田 豊

日弁連人権大会（広島）

10月4日、広島市で日本弁護士連合会主催の人権擁護大会が開かれました。今年も、自民党改憲案で提案されている「国防軍」について議論されました。

「なぜ、いま国防軍なのか」というシンポジウムが開かれ、全国から集まった弁護士が真剣に討議し、圧倒的多数の賛成によって、「恒久平和主義、基本的人権の意義を確認し、『国防軍』の創設に反対する決議」と、「憲法改正発議要件の緩和に反対する決議」とを決議しました。

憲法の源泉

私は、憲法前文の「日本国民は、...政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」という部分を特に大事にしたいと思えます。

の日本国民が死亡しました。兵員約二百三十万人、一般市民約八十万人といわれます。広島、長崎の原爆被害をはじめ、一般市民の被害と苦しみは筆舌に尽くしがたく、戦争は最大の人権侵害であり、二度と戦争をしてはならないことはいまでもありません。

ガダルカナル

日本軍の指導部は、補給を無視した無謀な作戦計画で、食糧補給もまま、何万、何十万の軍隊を前線に送り込みました。このため、ガダルカナル、ニューギニア、インパール、フィリピン、中国など全戦場において、補給の不足、途絶による戦地栄養失調症が常態化し、マラリア、赤痢などによる病死（広い意味での餓死）を大量に発生させました。日中戦争以降の全戦死者約二百三十万人のうち約60%が広義の餓死者であったと推定されています（藤原彰著「餓死した英霊たち」青木書店）。

ガダルカナルについては、五

味川純平著「ガダルカナル」（昭和55年 文藝春秋）に詳しく書いてあります。日本軍は、昭和16年12月の真珠湾攻撃のあと昭和17年6月ミッドウェー海戦で惨敗し、オーストラリアの北東にあるガダルカナル島に防衛線を築こうとしますが、アメリカ軍に攻撃され、翌年2月の撤収までに約三万六千人のうち約二万四千人が死亡しました。

同書によれば、食糧もなく、熱を出しては倒れ、熱を出しては倒れ、死なないうちにハエがたかる、群れをなしてたかり、皮膚を噛み、肉をむさぼる、ハエが飛び立ったあとの食い荒らされた顔の醜さ、恐ろしさ、鼻もなく、口もなく、眼もない、白くむき出された骨と、ところどころに紫色にくっついていたり、もう綺麗に白骨になってしまったのもあれば、ハエのたかっているものもある、かすかに息のある者もある、と書かれています。これが現実の戦争の姿でした。

バターン死の行進

餓死は日本軍だけかと思っ

いと、アメリカ軍にもありました。それはフィリピン戦のときのことです。「バターン死の行進」（マイケル・ノーマン他著。2011年河出書房新社）に書いてあります。

日本軍は、昭和16年12月真珠湾攻撃のあと昭和17年1月、約四万人がフィリピンに進攻、約十三万人の米比軍をマニラの西のバターン半島に追い込みます。戦いは99日に及び、日本側におびたらしい死傷者が出る一方で、米比軍は食糧を置き去りにして後退したため、飢えに苦しむ病にかかり、約七万人が武器を捨てて投降しました。日本軍は、病にかかり飢え汚れた捕虜たちを集めて、捕虜収容所に行く列車の駅まで約100kmの道のりを歩かせました。この炎天下の過酷な行進が、悪名高い「バターン死の行進」となりました。東京裁判では捕虜への虐待として日本人戦犯を処罰する理由とされました。

同書によれば、川では浮いている死体や下半身が水につかっていた死体が暑さで腐敗が進み、川の水を濁らせていた。それでも捕虜たちは立ち止まって、死体を横目に、そういう川の水を飲んだ。腐った死体のせいで汚れた水でも、ないよりはましだった。死体はひどい悪臭を放っていたし、皮膚がむくみ、破れかけていたが、心ゆくまで水を飲んだ。

捕虜収容所では、次第に死者が増え、やがて1日に数百人が死亡するようになって、死体がそこかしこに転がるようになっていた。収容所から船に乗せられて日本に運ばれる船の船倉で窒息状態と激しい喉の渇きにさいなまれ、渇きのせいで錯乱し、人間らしさを失った一部の者は身体に傷を付けて自分の血を吸い、弱い者からものを奪ったり、敵対していた相手に仕返しをしたり殺したりした。

人間の尊厳と憲法九条

戦争はいとも簡単に人間の尊厳を奪ってしまいます。憲法が、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」て憲法九条その他の規定を定められていることの重みをかみしめ、私は国防軍創設、集団的自衛権行使容認に反対します。



友人の顔写真をSNSに掲載したら、肖像権侵害にあたる？

弁護士 中村 伸子



たとえば、同窓会で友人のAさんとともに撮影された写真を、Aさんの承諾を得ることなく、FacebookなどのSNS（インターネット上の人と人の社会的な繋がり構築しようとするサービス）にアップした場合、肖像権侵害にあたるでしょうか。

肖像権とは、自己の容ぼう姿態をみだりに撮影等（肖像を作成）され、これを公表されることを拒絶する権利のことをいいます。具体的には、撮影されることを拒絶する権利と撮影された写真が公表されることを拒絶する権利の二つの権利から成り立っています。

著作権などのように、明文で「肖像権」を規定している法律はありませんが、最高裁判所の判例においても、何人も「みだりに撮影されない自由」があり、警察官が正当な理由もなく個

人の容ぼう等を撮影することとは、憲法十三条の趣旨に反し許されないものと判示しています（昭和四四・十二・二四）。

また、国家に対してだけではなく、私人間においても、人は、みだりに自己の容ぼう等を撮影及び公表されないという点について法律上保護されるべき人格的利益を有すると解されています。このことを前提として、不法行為となる場合があるとされ、その場合は損害賠償請求が認められるとする判例が多数存在しています。

☆肖像権侵害とは

ただし、肖像権は「みだりに」容ぼう等の肖像を利用されない権利ですから、撮影・公表について承諾をえていない場合の全てが、違法な肖像権侵害となるわ

けではありません。たとえば、無断で撮影された写真が週刊誌に掲載された事件における最高裁の判決（平成一七年一月一〇日）では「被撮影者の社会的地位、撮影された被撮影者の活動内容、撮影の場所、撮影の目的、撮影の態様、撮影の必要性等を総合考慮して」被撮影者の人格的利益の侵害が社会生活上受忍の限度を超えるものかどうかを判断して決すべきであるとされています。

☆SNSに掲載することは公表に当たるか

上記の同窓会の事例では、写真撮影そのものは、Aさんの承諾を得ていると考えられるので、Aさんの承諾を得ないで写真をSNSに掲載することが、みだりに「公表」された違法なものであるかが問題となります。

FacebookやmixiなどのSNSは、実名利用が義務付けられていたり、友人・知人などからの招待制になっていたりして「閉ざされた空間」という感覚もあるせいか、気軽にプライベートな写真を掲載される方も少なくないようです。とはいっ

ても、公開範囲の設定を全体公開とした場合はもちろん、友人に限定したとしても、ご自身にとっては友人・知人でも、被写体となった方にはそうではない場合があり、さらに、その写真がシェアされて全く知らない他人にまで広がっていく可能性もあり、公表にあたらなるとまではいえないでしょう。

☆本件について

上記の例では、同窓会というある程度公開の場所であり、撮影の目的や方法も友好的な状況であったと考

えられますので、Aさんの承諾を得ていないからといって、人格的利益の侵害が社会生活上受忍の限度を超える場合とは、ほとんどないと考えられます。とはいえ、友人との余計なトラブルは避けたいところですね。前述のように、SNSに掲載した写真は、シェアされて思わぬところまで広がっていく可能性がありますので、念のために、写真を掲載する前に承諾を得ていたほうが無難でしょう。

以上

退所のお知らせ

1990年（平成2年）10月あおぞら法律事務所設立以来、ともに当事務所で弁護士業務に従事してまいりました古屋勇一弁護士・古屋令枝弁護士が本年4月1日付をもって独立し、新しく古屋法律事務所において執務しております。新事務所は下記のとおりです。

【新事務所】

古屋法律事務所

〒810-0041 福岡市中央区大名1丁目8番12号 第二西部ビル301
電話 092-737-1830 (古屋勇一弁護士専用)
電話 092-737-1831 (古屋令枝弁護士専用)
Fax 092-737-1850